(介 32) 平成 23 年 6 月 14 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事 三 上 裕 司

「認知症対策等総合支援事業の実施について」の送付について

認知症対策につきましては、早期診断・早期対応、また認知症患者本人や家族への支援等を通して、地域単位での総合的かつ継続的な支援体制を確立することが必要であり、そのような観点から「認知症対策等総合支援事業」は10事業により構成され、実施されてまいりました。

しかしながら、一部事業については取組み状況が低調なものがあることから、今年度 の当該事業につきましては、事業実績を踏まえた効率化を図るとともに、市町村圏域を 中心として認知症施策を効果的に展開できるよう、自治体の裁量を高める見直しが行な われました。

今般の改正では、まず、従来まで行われていた「認知症地域支援体制構築等推進事業」、「認知症対策連携強化事業」、「認知症ケア多職種共同研修・研究事業」の3事業を、市町村事業として「市町村認知症施策総合推進事業」に、都道府県事業として、「都道府県認知症施策推進事業」、認知症介護研究・研修東京センターの事業として、「認知症にかかる地域資源の連携についての検討事業」に再編されております。

特に、市町村認知症施策総合推進事業においては、従来まで認知症連携担当者が配置されていたものを改め、市町村において医療機関・介護サービスや地域の支援機関を繋ぐコーディネーターとしての役割を担う、認知症地域支援推進員を地域包括支援センターや市町村本庁などに配置することが原則とされ、認知症地域支援推進員は必要な研修を受けることとされております。なお、添付資料「「認知症対策等総合支援事業の実施について」の送付について」別添3に示されておりますとおり、当該事業により、嘱託医として認知症サポート医に対する評価がなされております。

また、従来の「認知症ケア高度化推進事業」が廃止となり、市町村の新規事業として、「市民後見推進事業」が設けられ、市民後見推進のための仕組み作りを担う事業となっております。

当該事業の実施については本年4月1日より適用されることとなり、厚生労働省より都 道府県行政等宛に通知が発出され、併せて本会宛に協力依頼がありました。

つきましては、制度の円滑な施行のため、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会傘下の地区医師会への周知、ご協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

(別添資料)

- ・「認知症対策等総合支援事業の実施について」の送付について (平23.6.6 老発0606第2号 厚生労働省老健局長通知)
- ・認知症対策等総合支援事業の新旧対照表の送付について (平23.6.6 厚生労働省老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室 事務連絡)



老 発 0 6 0 6 第 2 号 平成 2 3 年 6 月 6 日

社団法人 日本医師会 会 長 原中勝征 殿



「認知症対策等総合支援事業の実施について」の送付について

標記について、別添のとおり都道府県知事及び指定都市市長あてに通知(平成23年6月6日老発0606第1号本職通知)いたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、本通知の趣旨をご理解の上、貴会会員の周知等を含め、引き続きご協力下さいますようよろしくお願い申し上げます。

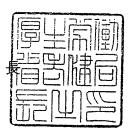




老 発 0 6 0 6 第 1 号 平 成 2 3 年 6 月 6 日

各 都道府県知事 指定都市市長 殿

厚生労働省老健局



認知症対策等総合支援事業の実施について

認知症対策については、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通して地域単位での総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことが必要である。

今般、認知症の人やその家族に対する支援を地域の実情に応じて効果的に推進するため、市町村が認知症施策について、可能な限り裁量を持ちつつ必要な事業を実施できる環境の整備を図り、市町村圏域を中心とした施策の展開を推進する・観点から、従来の認知症関連予算事業を再編して「認知症対策等総合支援事業」を下記の10事業により構成するものとし、別添のとおり各実施要綱を定め、平成23年4月1日から適用することとしたので通知する。

各都道府県・指定都市におかれては、関係団体等との連携の下、各地域における認知症の方への支援の充実並びに適切な事業実施にご協力願いたい。

なお、本通知の施行に伴い、「認知症対策等総合支援事業の実施について」(平成18年5月30日老発第0530002号本職通知)及び「認知症ケア高度化推進事業 の実施について」(平成20年5月15日老発第0515008号本職通知)は廃止する。

記

(1)認知症対応型サービス事業管理者等養成事業

認知症介護の質の向上を図るため、認知症高齢者グループホームの管理者や開設者、小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者等に対する研修

を行う事業であるが、本事業については、下記の通知に基づき都道府県・指 定都市が実施するものとする。

「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」(平成21年3月26日老発第0326003号本職通知)(4(1)及び(5)の事業を除く)

- (2)認知症地域医療支援事業(別添1)
- (3) 認知症介護研究・研修センター運営事業

認知症介護の質の向上を図るための研究や研修を行う「認知症介護研究・研修センター」の運営を行う事業であり、認知症介護研究・研修センターを設置する都県市(東京都・愛知県・仙台市)において、下記の通知に基づき実施するものとする。

「認知症介護研究・研修センター運営事業の実施について」 (平成12年5月8日老発第477号厚生省老人保健福祉局長通知)

- (4) 認知症対策普及・相談・支援事業(別添2)
- (5) 市町村認知症施策総合推進事業(別添3)
- (6) 都道府県認知症施策推進事業(別添4)
- (7) 認知症地域資源連携検討事業

認知症地域支援の取組の先進事例等を収集し、その効果、課題等の整理・分析を行い、自治体に地域資源の連携のあり方を提示することで、効果的な認知症地域支援体制の構築の取組についての普及や環境整備を図る事業であり、認知症介護研究・研修東京センターを設置する東京都において、下記の通知に基づき実施するものとする。

「認知症地域資源連携検討事業について」

(平成23年6月6日老発0606第6号本職通知)

- (8) 高齢者権利擁護等推進事業(別添5)
- (9)市民後見推進事業(別添6)
- (10) 若年性認知症対策総合推進事業

ア 都道府県事業(別添7)

イ 若年性認知症コールセンター運営事業

若年性認知症に関する疑問や悩み、今後の支援等について適切に対応するため、若年性認知症の総合相談窓口を設置する事業であり、認知症介護研究・研修大府センターを設置する愛知県において、下記の通知に基づき実施するものとする。

「若年性認知症コールセンター事業の実施について」

(平成21年6月2日老発第0602006号本職通知)

認知症地域医療支援事業実施要綱

第1 認知症サポート医養成研修事業

- 1 認知症サポート医養成研修
- (1)目的

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医(推進医師)を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的とする。

(2) 認知症サポート医(推進医師)の役割 認知症サポート医(推進医師)は、次の役割を担う。

ア かかりつけ医の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役となるほか、他の認知症サポート医(推進医師)との連携体制の構築

イ 各地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力

ウ 都道府県・指定都市医師会を単位とした、かかりつけ医を対象とした認知症対応 力の向上を図るための研修の企画立案及び講師

(3) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とし、独立行政法人国立長寿医療研究センター(愛知県大府市)に委託して実施するものとする。

(4) 研修対象者

実施主体の長が、都道府県・指定都市医師会と相談の上、下記のいずれかの条件を 満たし適当と認めた医師とする。

ア 地域において認知症の診療(早期発見等)に携わっている医師

イ 「(2) 認知症サポート医(推進医師)の役割」を適切に担える医師 なお、本研修修了後には(2)の役割を担うことについて、各医師に対して十分 な説明を行い、了承を得るものとする。

(5) 研修内容

認知症サポート医(推進医師)として必要な、

- ア かかりつけ医に対する認知症対応力向上研修の企画立案に必要な知識及び効果的 な教育技術
- イ 地域における認知症の人を支えるために必要な介護分野の知識、地域医師会・地域包括支援センター等の関係機関との連携づくり並びに連携を推進するために必要な知識・技術

などの修得に資する内容とする。

(6) 受講の手続き等

受講の手続き等については、独立行政法人国立長寿医療研究センターの研修要綱で 定める。

(7) 修了証書の交付等

- ア 独立行政法人国立長寿医療研究センター総長は、研修修了者に対し、様式1により修了証書を交付するとともに、実施主体の長に所要の事項を通知するものとする。
- イ 実施主体の長及び独立行政法人国立長寿医療研究センター総長は、研修修了者に ついて、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を 作成し、管理するものとする。
- ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県医師会及び指定都市医師会と連携し、本事業実施要綱第1の3「普及啓発推進事業」等を活用し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や各市町村が設置する地域包括支援センターに配布するなど、管内の認知症の人及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(8) その他

- ア 実施主体の長は、認知症サポート医(推進医師)が行う研修の企画立案等の作業に協力するとともに、企画された内容についても可能な限り、実施に努めるものとする。
- イ 実施主体の長は、本研修修了者について、本事業実施要綱第1の3「普及啓発推進事業」及び別添3の「市町村認知症施策総合推進事業」等への参画を図るなど、 地域における認知症の人への支援体制の構築に向けて積極的に活用するよう努める ものとする。

2 認知症サポート医フォローアップ研修

(1) 目的

本研修事業は認知症サポート医(推進医師)等が、認知症の診断・治療・ケア等に 関する研修、症例検討、グループ討議等を通じて、地域における認知症の人への支援 体制の充実・強化を図ること、また、本研修の機会を活用し、地域における認知症サ ポート医等の連携強化を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

(3) 研修対象者

認知症サポート医(推進医師)及び地域においてかかりつけ医認知症対応力向上研修の企画・立案等に協力している医師、その他地域において認知症医療体制構築に向けて取り組んでいる医師として実施主体の長が適当と認めた者とする。

(4) 研修内容

地域における医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築という認知症サポート医の役割を適切に果たすための研修内容とする。

(例)

- ・ 認知症の診断・治療・ケア・連携等に関する最新の知識の講義
- ・ 診断・治療等の対応が困難であった症例の検討
- ・ 地域において認知症の人を支援する資源(地域包括支援センター、介護サービス

事業所、認知症サポーター、認知症の人やその家族を支援する組織など)等に関するグループ討議 等

(5) 受講の手続き等

実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱で定めるものとする。

(6) その他

ア 実施主体の長は、本事業の企画・立案・実施に当たっては、認知症フォローアップ 研修の企画及び実施に関する研修を修了した医師等を中心として、各都道府県医師・ 指定都市医師会・認知症サポート医等の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関 係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。

イ 実施主体の長は、本事業実施要綱第1の1(8)イと同様、本研修修了者を地域に おける認知症の人への支援体制の構築に向けて積極的に活用するよう努めるものとす る。

3 普及啓発推進事業

(1) 目的

認知症の人に対し、早期に適切なサービス提供を行うためには、認知症の早期発見及び早期診断を普及することが重要であることから、認知症サポート医(推進医師)を中心として、地域住民、認知症の人の家族や介護サービス関係者等に対し、認知症の医療に係る正しい知識の普及を推進することを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。

(3) 事業内容

実施主体は、本事業の目的を達成するため、講演会・シンポジウムの開催やパンフレットの作成配布など、各地域の実情に応じた取組を行うものとする。

なお、事業の実施に当たっては、都道府県・指定都市医師会と連携を図るものとする。

(様式1)

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日 昭和 年 月 日

あなたは厚生労働省の定める認知症サポート医養成研修を修了したことを証します

平成 年 月 日

独立行政法人国立長寿医療研究センター総長

第2 かかりつけ医認知症対応力向上研修

(1)目的

高齢者が日頃より受診する診療所等の主治医(かかりつけ医)に対し、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人本人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施することにより、認知症サポート医(推進医師)との連携の下、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じた認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

(3) 研修対象者

診療科名を問わず、各都道府県及び指定都市管内で勤務(開業を含む)する医師とする。

(4) 研修内容

研修受講者に対し、標準的なカリキュラム(別記)に基づき、かかりつけ医として必要で適切な認知症診療の知識・技術などの修得に資する内容とする。

(5) 受講の手続き等

実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱に基づくものとする。

- (6) 修了証書等の交付等
- ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式2により修了証書を交付する。
- イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月 日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。
- ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県医師会及び指定都市医師会と連携し、本事業実施要綱第1の3「普及啓発推進事業」等を活用し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や各市町村が設置する地域包括支援センターに配布するなど、管内の認知症の人及びその家族等の受・診の利便性に資するものとする。

(7) その他

- ア 実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、認知症サポート医の協力の下に行う ものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な 連携を図るものとする。
- イ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たっては、各都道府県・指定都市医師会を 通じ、郡市医師会の協力を得て行うものとする。また、研修修了者の情報については 地域の認知症医療体制の推進に資するよう、各市町村が設置する地域包括支援センタ 一等に提供するなどの措置を講ずるものとする。

		研 修 内 容
I	ねらい	認知症の人や家族を支えるためにかかりつけ医としてできること を理解する
「基本 知識」 編	到達目標	1 かかりつけ医認知症対応力向上研修の目的を理解する 2 認知症とはどういうものか、認知症の症状、原因疾患、鑑別すべき疾患・状態について、本人・家族に説明することができる 3 認知症を来す代表的疾患の病態、一般的な経過、及び今後の見 通しについて、本人・家族に説明することができる
(60分)	主な内容	・早期発見・早期対応の意義 ・かかりつけ医に期待される役割 ・認知症の診断基準(DSM)等 ・認知症の中核症状と周辺症状(行動・心理症状) ・病型別の典型的事例 等
П	ねらい	認知症診断の原則を理解する
「診断」	到達目標	1 認知症の早期発見・早期診断に役に立つ重要な初期症状や日常 生活上の行動の変化について、説明することができる 2 認知症の診断の方法と手順について説明することができる
(60分)	主な 内容	・認知症初期の発見のポイント ・中核症状のアセスメント(質問式・観察式) ・認知症の原因疾患の同定の手順 等
Ⅲ 「治療 とケア」 編	ねらい	認知症治療とケアの原則を理解する
	到達 目標	1 治療開始に当たって、本人・家族への対応・支援のポイントを理解している2 中核症状に対する薬物療法について適応症、効果、注意点について説明することができる3 周辺症状に対する対応の原則を説明することができる4 認知症の人の特性とケアの基本について説明することができる
(60分)	主な内容	・認知症の人・家族への対応や支援のあり方 ・アルツハイマー型認知症への薬物療法 ・周辺症状(行動・心理症状)に関連する要因 ・周辺症状(行動・心理症状)に対する対応 等
IV	ねらい	1 認知症の人の生活を支えるための医療と介護の連携の重要性を 理解する 2 認知症の人の尊厳を守る制度を理解する
編	到達 目標	1 認知症の人を地域の連携体制で支える為のかかりつけ医の役割について理解する 2 介護保険制度で利用できるサービスについて、本人・家族に説明することができる 3 要支援・要介護認定及び二次予防事業の対象者のスクリーニングの仕組みについて理解する 4 成年後見制度、高齢者虐待防止法の概要を説明することができる
	主な 内容	・主治医意見書の役割 ・かかりつけ医とケアマネジャーとの連携

・認知症高齢者ケアの基本 ・地域密着型サービス ・介護保険における介護予防システム ・成年後見制度 ・高齢者虐待防止法 等 (70分)

(様式2)

第 号

修 了 証 書

> 氏 名

生年月日 昭和 年 月 日

あなたは厚生労働省の定めるかかりつけ医認知症対応力向上研修を修了し たことを証します

平成 年 月

実施主体の長 0 0 0 0

認知症対策普及・相談・支援事業実施要綱

1 目的

認知症の人や家族に対しては、認知症の各ステージにおいて、認知症の知識や介護技術の面だけではなく、精神面も含めた様々な支援が重要であることから、各都道府県及び指定都市単位で認知症介護の専門家や経験者等が対応するコールセンター(電話相談)の設置等により、認知症の人や家族が気軽に相談できる体制を構築するとともに、研修等を実施し、地域における認知症の理解の促進を図ることにより、地域の実情に応じた効果的な支援を行うことを目的とする。

2 実施主体

- (1) 本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市(以下「都道府県等」という。) とする。
- (2) 都道府県等は、地域の実情に応じ、認知症の人やその家族への相談・援助について、 十分な知見及び実績を有すると認められる団体等に事業の一部又は全部を委託するこ とができるものとする。

3 事業内容

- (1) コールセンターの設置や相談会の開催により、認知症の人やその家族等からの各種の相談に応じること。
- (2) 相談内容により、地域包括支援センター、介護サービス事業者、医療機関、市町村等適切な関係機関が行う支援へ適切につなぐこと。
- (3) 地域包括支援センター、市町村等の相談体制の支援に資するため、定期的な情報提供などにより連携を図ること。
- (4) 地域の実情に応じた取組を行うこと。
 - ア 認知症の知識や技術の面だけでなく精神面も含め認知症の人や家族を支えること を目的とし、面接面談による相談、交流集会や認知症の正しい知識を普及するため の講座等を開催すること。
 - イ 認知症に対する早期の対応を目的として、先駆的な取組を行っている自治体等から情報を収集し、自治体職員、介護従業者、管内の市町村、関係機関等を対象としたシンポジウムや研修会を開催するとともに各事業の成果の普及等を行うこと。

4 相談員の配置等

- (1) 3 (1) の事業の実施に当っては、認知症の人やその家族等の相談内容・頻度等を 考慮しつつ、利用者が身近に相談でき、かつ、相談に対して総合的に対応できる相談 員を配置することとする。
- (2) 相談員には、認知症介護の経験を有する者の他、介護支援専門員や社会福祉士、認知症医療の専門家、高齢者権利擁護の専門家等認知症の人やその家族等に対し適切な

相談援助を行うことができる者を必要に応じて配置すること。

- (3) 上記の他、相談の転送が可能な専門家の確保等地域の認知症専門家及び専門機関との協力体制を構築することが望ましい。
- (4) 本事業に携わる相談員等を含めた従業者は、個人情報保護法の規定等を踏まえ、認知症の人や家族等の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 設備等

コールセンターを設置する場合には、相談専用の電話及びその他相談を適切に行うために必要な設備を設けること。

6 その他の留意事項

- (1) 都道府県等は、本事業の実施について認知症の人やその家族等に広く周知されるよう努めること。
- (2) 都道府県等は、相談に対する円滑な支援が図られるよう、市町村、医療機関、介護サービス事業者の他、保健、福祉、医療の各分野の関係機関・団体等との連携体制を整備すること。
- (3) 本事業を委託により実施する場合、受託事業者は3(4)の事業を実施するに当たって、市町村や都道府県と協議の上実施すること。
- (4) コールセンターの開設日の設定に当たっては、相談者の利便性を考慮すること。 また、コールセンターの設置に当たっては、特段設置場所の指定をするものではないが、相談に対し効果的な支援ができるよう、認知症疾患医療センター等の医療機関 や介護サービス事業所、その他関係機関・団体への設置も含め考慮すること。
- (5) コールセンターの実施にあたっては、「認知症コールセンターマニュアル」(平成 20年度老人保健健康増進等事業)を参考とすること。

市町村認知症施策総合推進事業実施要綱

1 目的

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、医療、介護及び生活支 援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な 支援を行うことが重要である。

このため、市町村において医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコー ディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心と して、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図ることとする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ)とする。ただし、実施主体 は、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託するこ とができるものとする。

3 認知症地域支援推進員の配置等

(1) 認知症地域支援推進員の配置

実施主体は、認知症地域支援推進員を地域包括支援センター、市町村本庁など本事業 を実施するにあたり適切な場所に配置し、本事業を実施するものとする。また、認知症 地域支援推進員については、別途、認知症地域支援推進員研修を受講するものとする。

認知症地域支援推進員 以下のいずれかの要件を満たす者 1人以上

- ① 認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護 師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士
- ② 上記①以外で認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者とし て市町村が認めた者(例:認知症介護指導者養成研修修了者 等)

(2) 嘱託医の配置

実施主体は、医療と介護の連携を図るため、次のような活動を行う認知症サポート 医養成研修修了者(以下「認知症サポート医」という。)等の医師を地域包括支援セ ンター、市町村本庁など本事業を実施するにあたり適切な場所に配置(嘱託可)する ことが望まれる。

(嘱託医の活動の例)

- ・ 地域支援推進員等からの相談に対する医療的見地からの助言
- ・ 認知症の人を専門医療機関につなぐための関係機関との調整
- ・ 地域において認知症の人への支援を行う関係者の会議への出席・助言 等

(3) 従業者の責務

本事業に携わる従業者は、個人情報保護法の規定等を踏まえ、利用者及び利用世帯 の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなく、

その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 事業内容

本事業については下記(1)、(2)についていずれも実施するものとする。

(1) 認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援 センター、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関、介護サービス従業者や認 知症サポーターなど、地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図る。

(取組例)

- ・ 認知症の人やその家族が、状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう関係機関へのつなぎや連絡調整の支援
- ・ 地域において認知症の人への支援を行う関係者が、情報交換や支援事例の検討 などを行う連絡会議の設置
- ・ 地元医師会や認知症サポート医等とのネットワークの形成 等
- (2) 認知症地域支援推進員を中心に地域の実情に応じて認知症の人やその家族を支援する事業を実施する。

(取組例)

- ・ 認知症の人と家族を支える地域の人材やサービス拠点についての情報収集(地域資源マップの作成・普及・更新)
- ・ 若年性認知症の人本人の状況に応じた適切な支援の検討及び実施
- ・ 在宅介護サービス従業者に対する認知症研修の実施
- ・ 認知症の人を介護する家族等のネットワーク構築を目的とした交流会の実施
- ・ 多職種が参加する認知症の人の支援のための研修会・事例検討会の開催 等

5 実施上の留意事項

- (1) 平成22年度まで認知症対策連携強化事業を実施していた場合は、認知症地域支援推進員の人選にあたっては、当該事業において配置された認知症連携担当者の活用に努めること。
- (2) 認知症地域支援推進員については、常勤換算による配置を要しないが、実施主体は 適切な事業の実施が図られるよう勤務態勢の確保に努めること。
- (3) 実施主体は、本事業の実施に当たって、地元医師会や医療機関、認知症サポート医等との連携に努めること。
- (4) 実施主体は、本事業の趣旨に鑑み、近隣市町村及び都道府県の関係部局との連携の 下に、本事業に対する協力、支援体制を整備すること。
- (5) 実施主体は、認知症地域支援推進員等の資質の向上のため、その研修の機会の確保 に努めること。
- (6) 実施主体は、事業の実施について、管内の地域包括支援センター等に対して周知を 図ること。
- (7) 認知症専門医療機関等より本事業の実施市町村の区域外に居住する者に関する情報 提供を受けた場合においても、当該者の支援に関わる情報提供について同意を得た上

- で、当該者が居住する区域を担当する地域包括支援センターに情報を提供する等の連携を図ること。
- (8) 実施主体は、別添4「都道府県認知症施策推進事業」の3(1)の都道府県認知症施策推進会議を通じ、「認知症地域資源連携検討事業について」(平成23年6月6日 老発0606第6号老健局長通知)の「認知症地域資源連携検討事業」に対する情報提供について協力すること。
- (9) 実施主体は、本事業を委託した場合は、本事業の適正かつ積極的な運営を確保する ため、委託先に対し、相談内容、処理状況等について、年1回以上定期的な事業実施 状況の報告を求めるとともに、定期的に事業実施状況の調査を行うこと。

また、調査の結果、公的サービスとしての本事業の機能が十分に果たすことができないと認められる場合は、委託契約を解除すること。

(10) 実施主体は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分すること。

都道府県認知症施策推進事業実施要綱

1 目的

都道府県において管内市町村(特別区を含む。以下同じ。)の認知症地域支援体制及 び認知症ケアに関する先進事例等を収集し、普及させることにより、先進的な取組を行っている自治体だけでなく、都道府県内における認知症施策の全体的な水準の向上を図 ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

本事業については、下記(1)、(2)の事業についていずれも実施することを原則とする。

(1) 都道府県認知症施策推進会議の設置

都道府県内の認知症施策に係る医療・介護・福祉等の関係者等が参加し、管内市町村における認知症施策全般の推進について検討する。

(検討例)

- ・ 管内市町村における認知症施策の取組状況の把握や課題の分析、先進的な事例 の収集
- ・ 管内の認知症専門医療機関等及び認知症介護に関連する事業者団体等との連携 方策についての検討
- ・ 認知症対応型サービスに関する事業所等の効果的な取組事例の収集
- ・ 管内市町村における認知症サポーター養成の推進のための方策の検討
- 管内市町村の市民後見の取組を支援する方策の検討 等

(2) 市町村認知症連絡会の開催

都道府県認知症施策推進会議において収集した先進的な地域支援体制の構築にかかる事例や認知症対応型サービスに関する事業所等の取組について管内市町村との情報 共有を図るとともに、管内市町村における認知症施策の取組の促進を図る。

4 実施上の留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、地域の実情や必要に応じて、都道府県や市町村が実施する認知症対策等総合支援事業の各事業と効果的な連携を図ること。なお、管内市町村が別添3「市町村認知症施策総合支援事業」を実施する場合は、医療と介護の連携などについて当該事業の円滑な実施が図られるよう、関係機関及び事業間の連絡調整を行うものとする。
- (2) 管内市町村において別添3「市町村認知症施策総合推進事業」を実施している場合 には、各都道府県は当該市町村から情報収集を行い、収集した事例について都道府県 認知症施策推進会議や市町村認知症連絡会において効果的な活用に努めること。また、

管内市町村において「市町村認知症施策総合推進事業」を実施していない場合においても、平成22年度までに実施していた認知症地域支援体制構築等推進事業におけるモデル地域の取組事例を活用するなどして本事業を実施するよう努めること。

(4)本事業において収集した先進的な地域支援体制の構築にかかる事例については、「認知症地域資源連携検討事業について」(平成23年6月6日老発0606第6号老健局長通知)により実施する「認知症地域資源連携検討事業」に対する情報提供について協力すること。

高齢者権利擁護等推進事業実施要綱

1 目的

介護保険法の改正や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年11月9日法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)の施行に伴い、「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図るための成年後見などの高齢者の権利擁護のための取組を推進することが重要である。

本事業は、介護施設従事者に対する研修を実施し、身体拘束の廃止に向けた取組など 介護現場での権利擁護のための取組を支援するとともに、各都道府県による地域の実情 に応じた専門的な相談体制等の整備、虐待を受けた高齢者の緊急時における一時保護を 行うための施設の確保及び市民後見人養成研修の実施など、各都道府県における高齢者 の権利擁護のための取組を推進することを目的とするものである。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。

また、3(2)イ(ア)の看護指導者養成研修については、都道府県は、看護職の教育及び研修について十分な知見及び実績を有すると認めた全国組織に委託して実施するものとする。

3 事業内容

(1)身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催

身体拘束廃止に関する相談を行うに当たり、関係機関との連絡調整及び相談機能の 強化を図ること、市町村が実施する身体拘束の相談窓口の設置に対する支援を行うこ と等のため、介護保険施設関係者、居宅介護サービス事業者、関係団体、行政関係者、 利用者代表等で構成される身体拘束ゼロ作戦推進会議を開催する。

(2) 介護施設・サービス事業従事者の権利擁護推進事業

ア 権利擁護推進員養成研修

介護施設等(介護保険法第8条各項に規定される事業、老人福祉法第5条の3に 規定される「老人福祉施設」及び同法第29条に規定される「有料老人ホーム」をい う。以下同じ。)の施設長、介護主任等、施設内において指導的立場にある者を対 象とし、講義・演習・自施設実習を通じて、高齢者虐待防止法の趣旨の理解及び利 用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を修得させることにより、 介護現場での権利擁護のための取組を指導する人材を養成する。

なお、本事業については、別紙1を参考に実施するものとする。

イ 看護職員研修

介護施設等の看護職員を対象として、講義・演習を通じて、医療的な観点から の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的、専門的手法を修得し、介護現場 での権利擁護のための取組を行う人材を養成することを目的とし、下記の二つの 事業を実施する。

なお、本事業については、別紙2を参考に実施するものとする。

(ア) 看護指導者養成研修

各都道府県において看護の指導的立場にある者を対象に、医療的な観点から介護施設等における権利擁護の取組に必要な専門的知識・技術を修得するための研修を実施することにより、各都道府県で実施される看護実務者研修の企画・立案への参画、又は講師となり、さらに地域における権利擁護等に関する情報共有・連携等のネットワークを構築し推進できる人材を養成する。

(イ) 看護実務者研修

介護施設等の現場において、実際に権利擁護の取組を担当する看護職員(看護主任等)を対象に、医療的な観点からの取組を行うために必要な実践的な知識・技術を修得させる。

(3) 権利擁護相談支援事業

本事業は、各都道府県において、高齢者虐待を中心とした権利擁護に関する専門 的相談体制を構築し、管内の権利擁護の取組を推進することを目的とし、下記の事 業を実施する。

ア 権利擁護相談窓口の設置

各都道府県は、管内の権利擁護に関係する関係団体等との密接な連携の下、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による専門相談員を配置した権利擁護相談ので設置する。

権利擁護相談窓口及び専門相談員は、次のような業務を行うものとする。

- ・ 成年後見制度の手続きなど、高齢者の権利擁護に関する高齢者本人やその家 族に対する専門的な相談
- ・ 虐待防止ネットワークの構築、虐待対応等困難事例への対応における支援など、高齢者虐待防止・権利擁護対応に関わる市町村及び地域包括支援センターへの助言及び支援
- ・ その他、高齢者の権利擁護に関する必要な業務など。

イ 権利擁護に関する普及啓発

都道府県内の権利擁護の取組を推進するため、高齢者虐待の防止や成年後見制度等に係る理解の普及・取組の推進を目的としたシンポジウムや市町村、地域包括支援センター等の職員を対象とした事例報告(検討)会等を開催する。

なお、従前より実施されている「身体拘束廃止事例等報告検討会」は、引き続き、本事業において実施するものとする。

ウ その他権利擁護推進のために実施主体が必要と認める事業

(4) 権利擁護強化事業

本事業は、市町村における高齢者虐待の防止等に関する取組の支援を目的として、 単独の市町村では対応が困難な広域的な課題や専門的な知識を要する事案等に適切に 対応できる職員を配置することなどにより、都道府県の体制強化等を図るものであり、 具体的には下記の事業を実施する。

- ア 被虐待高齢者を保護するための措置を行う居室の広域的確保のための調整
- イ 病院など関係機関等との連携による広域的調整
- ウ 市町村における困難事例に対する具体的な助言や支援
- エ 市町村における虐待対応事例の収集、蓄積及び内容の分析
- オ その他高齢者虐待の防止等に関する市町村への広域的な支援に資する取組として実施主体が必要と認める事業

(5) 高齢者虐待防止シェルター確保事業

高齢者が養護者から虐待を受け、市町村長が保護・分離の措置等を講ずる際に、当該措置がなされるまでの間、都道府県が広域的な観点から、民間宿泊施設や介護保険施設等の借り上げを行うなど、緊急一時的に高齢者を避難させるための場所を確保するための事業を実施する。

(6) 都道府県市民後見人養成事業

市町村における市民後見の取組を支援するため、市町村が単独では市民後見人の養成が困難な場合などに、都道府県が広域的な支援の観点から、市民後見人の養成を行うための事業を実施する。

アの研修対象者

市民後見人として活動することを希望する都道府県内の住民

イ 研修内容等

都道府県は、それぞれの地域の実情に応じて、市民後見人の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容である研修カリキュラムを作成するものとする。

(市民後見養成研修の内容(例))

- 成年後見や介護保険制度等の法的な内容の理解
- 地域の福祉施設等の社会資源の理解
- ・ 財産目録の作成 等

ウその他

都道府県は、管内市町村の市民後見の取組を支援する方策を検討するなど、市町村における取組が円滑に実施されるよう、別添4の「都道府県認知症施策推進事業」も活用すること。

(別紙1)

権利擁護推進員養成研修事業の実施について

(1) 研修対象者

介護施設等の施設長、介護主任等、身体拘束廃止などの高齢者の権利擁護のための 取組を施設内で指導的立場から推進することができる職員。

(2) 研修内容

研修対象者に対して、標準的な研修カリキュラム(別記)に基づき、介護施設等における権利擁護の推進について、講義・演習・自施設実習を通じて、取組に必要な姿勢・ 実践的手法を修得させる。

(3) 受講の手続き等

ア 受講の手続きは、所属の介護施設等の長を通じて実施主体の長に申し出るものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申し込みに基づき、受講生を決定し、研修生として登録 する。

(4) 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年 月日等必要事項を記入した名簿を作成し管理する。

(5) 実施上の留意事項

実施主体の長は、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。

権利擁護推進員養成研修事業における標準的な研修カリキュラム例

- 1 実施形態 講義、演習により行う。
- 2 受講人数 20名程度(1回)
- 3 標準的な研修カリキュラム

	研修内容	時間数
1日目	講義 目的)介護に関する最新の考え方を知り、高齢者の権利擁護のための課題解決の考え方を修得する。 講義内容例) 高齢者虐待防止法について 高齢者の権利擁護について 高齢者介護と身体拘束廃止について 身体拘束廃止のための課題解決の考え方	4 時間
2 日目	演習1(施設見学及び意見交換) 目的)都道府県内で取組を進めている施設の見学及び 見学に基づいた意見交換を行うことにより、受講 者が自施設での現状分析を行い、取組に向けた課 題整理を行う。	1日
3 日 目	演習 2 (取組に向けたロールプレイ等) 目的)演習 1 で整理・認識した課題等を念頭に、高齢者の権利擁護の推進に向けた視点と問題解決能力を修得する。 演習内容例) 対象者に対する理解を深めるロールプレイ 施設内における高齢者の権利擁護のための取組	1日
自施設実習		60日
4日目	演習3(報告会・意見交換等) 目的)本研修で修得した知識や技術を踏まえ、自施設 における実習(取組の推進)成果について報告する とともに、その取組過程における問題点や解決方 法等について意見交換を行う。	1日

4 標準的な修了証書様式

第 号

修了証書

氏 名

生年月日 昭和 年 月 日

あなたは、厚生労働省の定める権利擁護推進員養成研修を修了した ことを証します。

平成 年 月 日

〇 〇 県知事

0 0 0 0

看護職員研修事業の実施について

1 看護指導者養成研修

(1) 研修対象者

各都道府県において、介護施設等における看護の指導的立場にある者。

(2) 研修内容

研修対象者に対して、介護施設等における利用者の権利擁護等を推進するために必要な看護職としての専門的な知識・技術の修得並びに研修プログラム作成方法及び教育技術を修得させ、さらに地域における権利擁護等の情報共有・連携等のネットワークを構築し推進できるよう実践的な知識・技術を理解させる。

(3) 研修受託機関

看護職の教育及び研修について十分な知見及び実績を有する全国組織であって、各 都道府県が本研修の実施を委託した機関(以下「研修受託機関」という)。

(4) 受講手続等

受講の手続等については、研修受託機関の研修要項に基づき行う。

(5) 修了証書の交付等

ア 研修受託機関の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長及び研修受託機関の長は、研修修了者について、修了証書番号、修 了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し管理する。

(6) 実施上の留意事項

ア 本研修参加者の選定については、公益社団法人日本看護協会及び介護保険施設関 連団体等の各都道府県支部と十分な連携を図ること。

イ 研修参加者は、派遣費用、宿泊費用の他、研修の実施に必要な費用のうち教材等 にかかる実費相当分について負担するものとする。

ウ 本研修は、都道府県が実施する看護実務者研修の指導者を養成する研修という性格から、都道府県は研修参加者の経費負担の軽減に努めることが望ましい。

2 看護実務者研修

(1) 研修対象者

介護施設等の現場において、実際に権利擁護の取組を担当する看護職員(看護主任 等)。

(2) 研修内容

研修対象者に対して、標準的な研修カリキュラム(別記)に基づき、介護施設等における利用者の権利擁護の取組を推進するために必要な看護職として、医療的な観点から身体拘束廃止の取組を行うための実践的な知識・技術を修得させる。

(3) 受講の手続き等

ア 受講の手続きは、所属の介護施設等の長を通じて実施主体の長に申し出るものと

する。

- イ 実施主体の長は、受講の申し込みに基づき、受講生を決定し、研修生として登録 する。
- (4) 修了証書の交付等
 - ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。
 - イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年 月日等必要事項を記入した名簿を作成し管理する。
- (5) 実施上の留意事項
 - ア 実施主体の長は、看護指導者養成研修修了者を有効活用するとともに、公益社団 法人日本看護協会の各都道府県支部、介護保険施設関連団体等と密接な連携を図る ものとする。

看護実務者研修における標準的な研修カリキュラム例

- 1 実施形態 講義、演習により行う。
- 2 受講人数 50名程度(1回)
- 3 標準的な研修カリキュラム

<u></u>					
	研修内容				
【講義】	目的)介護保険施設等における看護職員の業務や役割、最新の看護手				
	法、介護職員との連携等について修得するとともに、介護現場に				
	おける身体拘束の捉え方や介護保険における身体拘束の位置付け				
	等について基礎的な知識を修得する。また、それぞれの業務を再				
	考することにより、身体拘束がどのような場面で、またどのよう				
	な原因で行われるかについて再整理するとともに、利用者の立場				
	に立ったケアのあり方について修得する。				
	講義内容例)				
	○ 介護保険制度における介護保険施設等の役割について				
	○ 介護保険施設等における看護職員の役割等について				
	○ 介護保険における身体拘束の位置付け等について				
	○ 身体拘束廃止に向けた視点と問題解決能力について				
	○ 身体拘束を行わないための環境整備等について				
	○ 施設利用者もしくは家族による講演 等				
【演習】	目的)介護保険施設等における身体拘束廃止に向けた看護の具体的方				
	法、看護職員の関わり等に関して、受講者が勤務する各施設にお				
	ける問題点を整理し、介護保険施設等の看護における具体的な取				
	組み方法を検討する。				
	講義内容例)				
	○ 小グループによるグループワーク 等				

4 標準的な修了書様式

○ 看護指導者養成研修修了証書様式

第 号

修 了 証 書

氏 名生年月日 昭和 年 月 日

あなたは厚生労働省の定める看護指導者養成研修を修了したことを 証します

平成 年 月 日

研修受託機関の長

0 0 0 0

○ 看護実務者研修修了証書様式

`第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日 昭和 年 月 日

あなたは厚生労働省の定める看護実務者研修を修了したことを 証します

平成 年 月 日

〇 〇 県知事

0 0 0 0

市民後見推進事業実施要綱

1 目的

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれる。

また今後、成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行うことが多く想定される。

したがって、こうした成年後見制度の諸課題に対応するためには、弁護士などの専門職による後見人(以下「専門職後見人」という。)がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民を含めた後見人(以下「市民後見人」という。)を中心とした支援体制を構築する必要がある。

このため、認知症の人の福祉を増進する観点から、市町村(特別区を含む。以下同じ。) において市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する事業であって、全国的な波及効果が見込まれる取組を支援するものである。

2 実施主体

(1) 本事業の実施主体は、市町村とする。

ただし、実施主体は、市町村社会福祉協議会、NPO法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

3 事業内容

- (1) 市民後見人養成のための研修の実施
 - ア 研修対象者

市民後見人として活動することを希望する地域住民

イ 研修内容等

市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、市民後見人の業務を適正に行うため に必要な知識・技能・倫理が修得できる内容である研修カリキュラムを作成するも のとする。

(市民後見養成研修の内容(例))

- ・成年後見や介護保険制度等の法的な内容の理解
- ・地域の福祉施設等の社会資源の理解
- ・財産目録の作成 等
- (2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
 - ア 市民後見人の活用等のための地域の実態把握
 - イ 市民後見推進のための検討会等の実施
- (3) 市民後見人の適正な活動のための支援

- ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、市民後見人が困難事例等に円滑 に対応できるための支援体制の構築
- イ 市民後見人養成研修修了者等の後見人候補者名簿への登録から、家庭裁判所への後 見候補者の推薦のための枠組の構築
- (4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業

若年性認知症対策総合推進事業実施要綱

1 目的

若年性認知症は、いわゆる現役世代が発症するが、若年性認知症に対する認識が不足し、診断される前に症状が進行し社会生活が事実上困難となるケースや、本人やその家族、企業及び医療機関が若年性認知症を知っていても、活用が可能な福祉や雇用の施策があまり知られていないことなどから、経済的な面も含めて本人とその家族の生活が困難になりやすいことが指摘されている。

本事業は、これらの問題点を解消し、若年性認知症の人一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにすることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする。

都道府県は、事業運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる団 体等に委託することができるものとする。

なお、3 (4) の事業については、都道府県は、若年性認知症の人の特性に応じた取組を行っている事業者に委託又は補助することにより実施するものとする。

3 事業内容

(1) 若年性認知症自立支援ネットワーク構築事業

若年性認知症の人に対して発症初期から高齢期まで本人の状態にあわせた適切な支援が図られるよう、医療、介護、福祉、雇用の関係者が連携する若年性認知症自立支援ネットワークを構築するための会議(以下「ネットワーク会議」という。)の設置を行う。

- ア ネットワーク会議は、本事業の円滑な実施及びその成果の都道府県管内への普及等の役割を担うものとして、都道府県内の医療関係者、障害者の就労継続支援事業所等を含めた福祉事業関係者、認知症の人やその家族等の意見を代表する者、認知症ケアに関する有識者、介護事業関係者、地域障害者職業センター等の労働施策関係者及び商工会議所等の経済団体、認知症地域支援推進員及びモデル地域の行政担当者等を構成員として設置するものとし、次の取組を行うものとする。
 - (ア) 若年性認知症の人への支援に関わる人や機関等が情報を共有できる仕組みづく りの検討
 - (イ) 若年性認知症の人への支援に係るケース会議、事例研究等の実施
 - (ウ) 若年性認知症の人への支援に資する福祉サービス等の資源の共有化や各種助成金等に係る情報発信
 - (エ) 企業や福祉施設等に対し若年性認知症の理解促進を図るためのパンフレット等 の作成
 - (オ) その他若年性認知症の人への支援に資する事業

イ 留意事項

- (ア) 都道府県は、本会議の設置にあたっては各都道府県に設けられている障害者就 労支援ネットワーク (就労支援事業所等の障害者福祉施策、ハローワークや地域 障害者職業センター等の労働施策、商工会議所等の経済団体、医療機関、自治体 等で構成) 等の既存のネットワークと連携を図るものとする。
- (イ) (1) アの(オ)の事業としては、若年性認知症の方やその家族に対する相談 体制のワンストップ化の構築に資する事業も考えられる。

(2) 若年性認知症自立支援ネットワーク研修事業

3 (1) アにおいて若年性認知症自立支援ネットワークを構成する関係者及び障害福祉サービス従事者や企業関係者等、若年性認知症の人に対する支援に携わる者に対して次の研修を行い、若年性認知症に対する理解促進を図る。

ア 研修対象者

若年性認知症自立支援ネットワーク構成員及び地域の障害福祉サービス従事者や 企業関係者等若年性認知症の人に対する支援に携わる者

イ 研修内容

研修対象者に対して、若年性認知症の人に対する日常生活上の支援、就労上の支援等のために必要な知識・技術を習得するための研修を行う。

ウ 留意事項

- (ア) 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たり、各都道府県商工会議所、社会福祉協議会等の関係団体と密接な連携を図るものとする。
- (イ) 本研修の性格上、都道府県は研修参加者の経費負担の軽減に努めることが望ましい。
- (3) 若年性認知症実態調査及び意見交換会等の開催によるニーズの把握

若年性認知症の人の実態やニーズは地域の社会資源等の状況によって、それぞれ異なっていることから、各都道府県において若年性認知症施策を進める上で基礎的なデータを収集するため次の取組を行う。

ア 各都道府県管内の若年性認知症の実態調査

若年性認知症の人やその家族の実態及びニーズの把握のため、医療機関及び管内 市町村等と連携した調査の実施

- イ 若年性認知症の人やその家族の支援ニーズ把握及び支援方策の共有を図るための 意見交換会等の開催
 - ・ 若年性認知症の人やその家族が参加する意見交換会の開催
 - ・ 若年性認知症の人やその家族同士の交流会の開催

(4) 若年性認知症ケア・モデル事業

若年性認知症の特性に応じた事業を実施する事業所に対して支援し、若年性認知症の人やその家族の支援に資する適切なサービスを研究するとともに、当該サービスを広く普及させるための事業を実施する。

ア モデル事業所の選定

都道府県は、若年性認知症の人に対し、総合的な自立支援サービスを提供している事業所(予定を含む。)をモデル事業所として選定する。

モデル事業は、介護サービス事業や障害福祉サービス事業と併設しても差し支えないが、経理は明確に区分すること。

イ 対象事業

本事業は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条第6号に規定する初老期の認知症の人(以下「対象者」という。)に対し支援を実施しているものを対象とする。

ウ事業内容

若年性認知症の人の支援に関する事業であればその内容は問わないが、おおむね 次のような内容が考えられる。

- ・ 本事業の利用者として、複数の対象者の登録があり、1日あたり3人程度以上の利用が見込まれること。
- ・ 若年性認知症の特性に配慮した介護及び生活援助の提供
- 若年性認知症の人の自立支援に資する生活指導及び作業指導。
- ・ 利用者が行う求職活動に対する支援及び就職後の職業生活における継続的な支援
- ・ 家族介護者に対する若年性認知症の人に対する介護方法等の指導
- ・ 利用者が行う簡易な作業の実施又は受託
- ・ その他若年性認知症の人の自立支援に資すると認められる事業

エ 従業者の配置、設備等

モデル事業所は、あらかじめ本事業の責任者を定めるとともに、実施するサービスに応じて必要な職員を配置するものとする。

なお、職員配置に当たっては、事業の内容に応じ、若年性認知症の特性に関し知 見を有する者又は若年性認知症の人に対するサービスの実務経験を有する者を充て ることや、地域のボランティアを活用することが望ましい。

(ア) 若年性認知症ケア責任者

モデル事業所は、若年性認知症ケア責任者として、認知症介護実践者研修修了者や精神保健福祉士等若年性認知症に対し専門的知識を有する者を1人以上確保すること。

(イ) 介護職員

モデル事業所は、モデル事業を実施するに足りる介護職員を1人以上確保する こと。

(ウ) 設備

モデル事業所は、モデル事業を実施するに当たって十分な広さの設備を有し、 モデル事業以外の事業の利用者のサービス低下を来たさないように配慮するとと もに、モデル事業所を実施する事業所全体として、消火設備その他の非常災害に 際して必要な設備等を設けること。

オ 利用料及び工賃

(ア) モデル事業所は、事業の実施に係る原材料費等の実費の全部又は一部を利用者

に負担させることができる。

(イ) モデル事業所は、作業収入を伴う事業を実施することができる。 この場合、収入を伴う作業に従事している利用者に対し、工賃を支払うことが できるものとする。

カ その他

- (ア) モデル事業所は、本事業の実施状況(提供したサービスの状況、利用者の心身 の状況、就職した利用者の数その他の就職に関する状況等)について、都道府県 に対して報告しなければならない。
- (イ) 都道府県は、モデル事業所からの報告を国に報告するとともに、モデル事業の 実施及び成果について、 認知症の人やその家族等に広く周知されるよう努める こととする。
- (ウ) 都道府県は、本事業を行うにあたっては、医療機関、介護サービス事業者の他、 保健、医療、福祉、労働の各分野の関係機関、団体との連携体制を整備すること。

都道府県 各 指定都市 認知症対策等総合支援事業担当課(室)御中

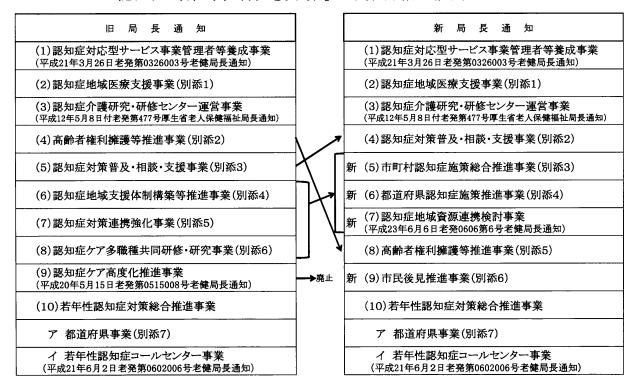
厚生労働省老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室

認知症対策等総合支援事業の新旧対照表の送付について

標記の事業については、本日付け「認知症対策等総合支援事業の実施について」(老発0606第1号老健局長通知。以下「新局長通知」という。)により実施要綱が発出されたところであるが、同通知により廃止された「認知症対策等総合支援事業の実施について」(平成18年5月30日老発第0530002号老健局長通知。以下「旧局長通知」という。)からの事業再編の概要は下記のとおりであり、新旧対照表は別添のとおりであるので、参考にされたい。

記

「認知症対策等総合支援事業」の事業再編の概要について



「認知症対策等総合支援事業」の新旧対照表について

(※新局長通知の別添の順番に則して、旧局長通知の別添の順番を一部変更している。)

(傍線の部分が改正部分)

旧 局 長 通 知

(別添1)

認知症地域医療支援事業実施要綱

- 第1 認知症サポート医養成研修事業
- 1 認知症サポート医養成研修
- (1)~(3)(略)
- (4) 研修対象者

実施主体の長が、都道府県・指定都市医師会と相談の上、下記のいずれかの条件を満たし適当と認めた医師とする。

ア 地域において認知症の診療(早期発見等)に携わっている医師

イ 「(2)認知症サポート医(推進医師)の役割」を適切に担える医師

なお、本研修修了後は(2)の役割を担うことについて、 各医師に対して十分な説明を行い、了承を得るものとする。

- (5)~(6)(略)
- (7) 修了証書の交付等

ア (略)

イ 実施主体の長及び独立行政法人国立長寿医療研究センター総長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作<u>製</u>し、管理するものとする。

ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府

(別添1)

認知症地域医療支援事業実施要綱

局

長

涌

知

第1 認知症サポート医養成研修事業

新

- 1 認知症サポート医養成研修
- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 研修対象者

実施主体の長が、都道府県・指定都市医師会と相談の上、下記のいずれかの条件を満たし適当と認めた医師とする。

ア 地域において認知症の診療(早期発見等)に携わっている医師

イ 「(2)認知症サポート医(推進医師)の役割」を適切 に担える医師

なお、本研修修了後<u>に</u>は(2)の役割を担うことについて、各医師に対して十分な説明を行い、了承を得るものとする。

- (5)~(6)(略)
- (7)修了証書の交付等

ア (略)

- イ 実施主体の長及び独立行政法人国立長寿医療研究センター総長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。
- ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府

県及び指定都市医師会と連携し、本事業実施要綱第1の3 「普及啓発推進事業」等を活用し、研修修了者の同意を得 た上で、研修修了者のリスト等を作成し、各市町村が設置 する地域包括支援センターに配布するなど、管内の認知症 の人及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(8) その他

ア (略)

イ 実施主体の長は、本研修修了者について、本事業実施要綱第1の3「普及啓発推進事業」及び<u>「認知症対策等総合支援事業」における「認知症地域支援体制構築等推進事業」</u>等への参画を図るなど、地域における認知症の人への支援体制の構築に向けて積極的に活用するよう努めるものとする。

2 認知症サポート医フォローアップ研修

(1)目的

本研修事業は<u>認知症サポート医養成研修修了者</u>等が、認知症の診断・治療・ケア等に関する研修、症例検討、グループ討議等を通じて、地域における認知症の人への支援体制の充実・強化を図ること、また、本研修の機会を活用し、地域における認知症サポート医等の連携強化を図ることを目的とする。

- (2) 実施主体(略)
- (3) 研修対象者

認知症サポート医養成研修を修了した医師及び地域において かかりつけ医認知症対応力向上研修の企画・立案等に協力し ている医師、その他地域において認知症医療体制構築に向け て取り組んでいる医師として実施主体の長が適当と認めた者 とする。 県<u>医師会</u>及び指定都市医師会と連携し、本事業実施要綱第 1の3「普及啓発推進事業」等を活用し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成<u>・更新</u>し、<u>各</u>市町村や各市町村が設置する地域包括支援センターに配布するなど、管内の認知症の人及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(8) その他

ア (略)

イ 実施主体の長は、本研修修了者について、本事業実施要綱第1の3「普及啓発推進事業」及び<u>別添3の「市町村認知症施策総合推進事業」</u>等への参画を図るなど、地域における認知症の人への支援体制の構築に向けて積極的に活用するよう努めるものとする。

2 認知症サポート医フォローアップ研修

(1)目的

本研修事業は<u>認知症サポート医(推進医師)</u>等が、認知症の診断・治療・ケア等に関する研修、症例検討、グループ討議等を通じて、地域における認知症の人への支援体制の充実・強化を図ること、また、本研修の機会を活用し、地域における認知症サポート医等の連携強化を図ることを目的とする。

- (2) 実施主体(略)
- (3) 研修対象者

<u>認知症サポート医(推進医師)</u>及び地域においてかかりつけ医認知症対応力向上研修の企画・立案等に協力している医師、その他地域において認知症医療体制構築に向けて取り組んでいる医師として実施主体の長が適当と認めた者とする。

(4)~(6)(略)

- 3 普及啓発推進事業
- (1)~(3)(略)

(様式1) (略)

- 第2 かかりつけ医認知症対応力向上研修
- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 研修内容

研修受講者に対し、標準的なカリキュラム(別記)に基づき、かかりつけ医として必要で適切な認知症診断の知識・技術などの修得に資する内容とする。

- (5) (略)
- (6) 修了証書等の交付等

ア (略)

- イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、 修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を 作製し、管理するものとする。
- ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府 県及び指定都市医師会と連携し、本事業実施要綱第1の3 「普及啓発推進事業」等を活用し、研修修了者の同意を得 た上で、研修修了者のリスト等を作成し、各市町村が設置 する地域包括支援センターに配布するなど、管内の認知症 の人及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(7) その他

ア (略)

イ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たっては、各都 道府県・指定都市医師会を通じ、郡市医師会の協力を得て 行うものとし、研修修了者の情報についても各市町村が設

(4)~(6)(略)

3 普及啓発推進事業

 $(1) \sim (3)$ (略)

(様式1) (略)

第2 かかりつけ医認知症対応力向上研修

- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 研修内容

研修受講者に対し、標準的なカリキュラム(別記)に基づき、 かかりつけ医として必要で適切な認知症診療の知識・技術な どの修得に資する内容とする。

- (5) (略)
- (6) 修了証書等の交付等

ア (略)

- イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、 修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を 作成し、管理するものとする。
- ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府 県<u>医師会</u>及び指定都市医師会と連携し、本事業実施要綱第 1の3「普及啓発推進事業」等を活用し、研修修了者の同 意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成<u>・更新</u>し、<u>各</u> 市町村や</u>各市町村が設置する地域包括支援センターに配布 するなど、管内の認知症の人及びその家族等の受診の利便 性に資するものとする。

(7) その他

ア (略)

イ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たっては、各都 道府県・指定都市医師会を通じ、郡市医師会の協力を得て 行うものと<u>する。また、</u>研修修了者の情報について<u>は地域</u> 置する地域包括支援センター等に提供するなど、<u>地域の認</u> 知症医療体制の推進に資するものとする。

別記 標準的なカリキュラム

研修内容						
I	ねらい	認知症の人や家族を支えるためにかかりつけ 医としてできることを理解する				
「基本 知識」 編 (60分)	到達 目標	 かかりつけ医認知症対応力向上研修の目的を理解する 認知症とはどういうものか、認知症の症状、原因疾患、鑑別すべき疾患・状態について、本人・家族に説明することができる 認知症を来す代表的疾患の病態、一般的な経過、及び今後の見通しについて、本人・家族に説明することができる 				
	主な内容	・早期発見・早期対応の意義 ・かかりつけ医に期待される役割 ・認知症の診断基準 (DSM) ・認知症の中核症状と周辺症状 ・アルツハイマー型認知症・血管性認知症等の 典型的事例 等				
п	ねらい	認知症診断の原則を理解する				

<u>の認知症医療体制の推進に資するよう、</u>各市町村が設置する地域包括支援センター等に提供するなど<u>の措置を講ずる</u> ものとする。

別記 標準的なカリキュラム

		研 修 内 容				
I	ねらい	認知症の人や家族を支えるためにかかりつけ 医としてできることを理解する				
「基本 知識」 編 (60分)	到達 目標	1 かかりつけ医認知症対応力向上研修の目的を理解する 2 認知症とはどういうものか、認知症の症状、原因疾患、鑑別すべき疾患・状態について、本人・家族に説明することができる 3 認知症を来す代表的疾患の病態、一般的な経過、及び今後の見通しについて、本人・家族に説明することができる				
	主な内容	・早期発見・早期対応の意義・かかりつけ医に期待される役割・認知症の診断基準(DSM)等・認知症の中核症状と周辺症状・病型別の典型的事例 等				
п	ねらい	認知症診断の原則を理解する				

「診断 」編 (60分)	到達 目標	1 認知症の早期発見・早期診断に役に立つ重要な初期症状や日常生活上の行動の変化について、説明することができる 2 認知症の診断の方法と手順について説明することができる	「診断」 」編 (60分)	到達 目標	1 認知症の早期発見・早期診断に役に立つ重要な初期症状や日常生活上の行動の変化について、説明することができる 2 認知症の診断の方法と手順について説明することができる
	主な内容	・認知症初期の発見のポイント ・中核症状のアセスメント(質問式・観察式) ・認知症の原因疾患の同定の手順 等		主な 内容	・認知症初期の発見のポイント ・中核症状のアセスメント(質問式・観察式) ・認知症の原因疾患の同定の手順 等
Ш	ねらい	認知症治療とケアの原則を理解する	Ш	ねらい	認知症治療とケアの原則を理解する
「治療 とケア」 編 (60分)	到達目標	1 治療開始に当たって、本人・家族への対応 ・支援のポイントを理解している 2 中核症状に対する薬物療法について適応症 、効果、注意点について説明することができる 3 周辺症状に対する対応の原則を説明することができる 4 認知症の人の特性とケアの基本について説 明することができる	「治療 とケア」 編 (60分)	I —	1 治療開始に当たって、本人・家族への対応 ・支援のポイントを理解している 2 中核症状に対する薬物療法について適応症 、効果、注意点について説明することができ る 3 周辺症状に対する対応の原則を説明するこ とができる 4 認知症の人の特性とケアの基本について説 明することができる
	主な内容	・認知症の人・家族への対応や支援のあり方 ・アルツハイマー型認知症への薬物療法 ・周辺症状に関連する要因 ・周辺症状に対する対応 等		主な内容	・認知症の人・家族への対応や支援のあり方 ・アルツハイマー型認知症への薬物療法 ・周辺症状 <u>(行動・心理症状)</u> に関連する要因 ・周辺症状 <u>(行動・心理症状)</u> に対する対応 等
īV	ねらい	1 認知症の人の生活を支えるための医療と介 護の連携の重要性を理解する	IV	ねらい	1 認知症の人の生活を支えるための医療と介 護の連携の重要性を理解する

 「連携		2 認知症の人の尊厳を守る制度を理解する	 「連携		2 認知症の人の尊厳を守る制度を理解する		
(70分)	到達 目標	1 認知症の人を地域の連携体制で支える為のかかりつけ医の役割について理解する 2 介護保険制度で利用できるサービスについて、本人・家族に説明することができる 3 要支援・要介護認定及び特定高齢者スクリーニングの仕組みについて理解する 4 成年後見制度、高齢者虐待防止法の概要を説明することができる	(70分)	到達	1 認知症の人を地域の連携体制で支える為のかかりつけ医の役割について理解する 2 介護保険制度で利用できるサービスについて、本人・家族に説明することができる 3 要支援・要介護認定及び二次予防事業の対象者のスクリーニングの仕組みについて理解する 4 成年後見制度、高齢者虐待防止法の概要を説明することができる		
	主な内容	・主治医意見書の役割 ・かかりつけ医とケアマネジャーとの連携 ・認知症高齢者ケアの基本 ・地域密着型サービス ・介護保険における介護予防システム ・成年後見制度 ・高齢者虐待防止法 等		主な内容	・主治医意見書の役割 ・かかりつけ医とケアマネジャーとの連携 ・認知症高齢者ケアの基本 ・地域密着型サービス ・介護保険における介護予防システム ・成年後見制度 ・高齢者虐待防止法 等		
(様式2	(様式2) (略) (別添 <u>3</u>) 認知症対策普及・相談・支援事業実施要綱(略)			(様式2) (略)			
				(別添 <u>2</u>) 認知症対策普及・相談・支援事業実施要綱(略)			
(別添 4	<u>(別添4)</u> 認知症地域支援体制構築等推進事業実施要綱			<u>(別添3)</u> 市町村認知症施策総合推進事業実施要綱			

1 目的

地域において、認知症高齢者等と家族を支えるためには、認知症への対応(予防、早期発見、ケア等)を行うマンパワー(かかりつけ医、認知症サポーター等)や拠点(介護サービス事業所、近隣の商店等)などの「地域資源」をネットワーク化し、相互に連携しながら有効な支援を行う体制を構築することが必要であることから、各都道府県内にモデル地域を設定して、先駆的に支援体制を構築し、都道府県内の各地域にその成果を普及させることを目的とするものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする。

なお、3のイで実施する事業については、原則として委託により実施するものとし、実施主体の責任の下に事業を実施する ものとする。

また、3のウで実施する事業については、事業運営の一部を 適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託す ることができるものとする。

3 事業内容

ア 推進会議の設置

推進会議は、実施主体が本事業の円滑な実施及びその成果 の都道府県管内への普及等の役割を担うものとして、都道府 県内の医療関係者、福祉事業関係者、認知症高齢者等の家族 等の意見を代表する者、認知症ケアに関する有識者、モデル 地域の行政担当者及び介護事業関係者等を構成員として設置 するものとし、下記の業務を行うものとする。

- ① 下記イの事業を実施するモデル地域の取組状況の分析及び評価
- ② モデル地域の取組状況等の管内市町村への情報発信
- ③ コーディネーター (下記「イ (イ) のコーディネーター」をいう。以下同じ。) 等モデル地域における関係者の活

1 目的

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには 、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携した ネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行うこ とが重要である。

このため、市町村において医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図ることとする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ)と する。ただし、実施主体は、事業の全部又は一部を適切な事業 運営が確保できると認められる団体に委託することができるも のとする。

- 3 認知症地域支援推進員の配置等
- (1) 認知症地域支援推進員の配置

実施主体は、認知症地域支援推進員を地域包括支援センター、市町村本庁など本事業を実施するにあたり適切な場所に配置し、本事業を実施するものとする。また、認知症地域支援推進員については、別途、認知症地域支援推進員研修を受講するものとする。

<u>認知症地域支援推進員</u> 以下のいずれかの要件を満たす者 1 人以上

- ① 認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、 社会福祉士、介護福祉士
- ② 上記①以外で認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として市町村が認めた者(例:認知症介護指導者養成研修修了者等)

動の支援

- ④ ウの事業の分析及び評価並びに普及
- ⑤ その他、本事業の円滑な実施に関して必要な事項 また、モデル地域の地域包括支援センター及びコーディネ ーターについては、推進会議の構成員又は事務局として参加 するものとする。

イ モデル地域における地域支援体制構築事業

(ア) モデル地域の選定

本事業におけるモデル地域については、各都道府県におけ る地域の実情に応じ、1つのモデル地域を、例えば①個々の 市町村単位、②広域連合、③保健所単位、④2次保健医療圈 単位などで設定する。

なお、各都道府県管内において円滑に支援体制を普及・拡 大していくために特に必要と認める場合については、各都道 府県の判断により、複数のモデル地域を設定することも可能 とする。

(イ) 事業のコーディネーターの配置

コーディネーターとは、地域包括支援センターや多様な関 4 事業内容 係者と協力しながら、次の業務を行う者をいう。

- ① モデル地域の「地域資源マップ」の作成
- ② モデル地域におけるネットワークの構築の推進及びネ ットワークが機能していくための調整等
- ③ モデル地域における地域包括支援センターや関係者に 対する認知症に関する専門的助言

コーディネーターは、職種による限定はしないが、次のす べての要件を満たす者であって、モデル地域の市町村等との 協議の上、本事業の趣旨を理解し、適切な活動を行えると判

(2) 嘱託医の配置

実施主体は、医療と介護の連携を図るため、次のような活 動を行う認知症サポート医養成研修修了者(以下「認知症サ ポート医」という。) 等の医師を地域包括支援センター、市 町村本庁など本事業を実施するにあたり適切な場所に配置 嘱託可)することが望まれる。

(嘱託医の活動の例)

- ・ 地域支援推進員等からの相談に対する医療的見地から の助言
- ・ 認知症の人を専門医療機関につなぐための関係機関と の調整
- ・ 地域において認知症の人への支援を行う関係者の会議 への出席・助言 等

(3)従業者の責務

本事業に携わる従業者は、個人情報保護法の規定等を踏ま え、利用者及び利用世帯の個人情報やプライバシーの尊重、 保護に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務に 関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

本事業については下記(1)、(2)についていずれも実施 するものとする。

(1) 認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供さ れるよう、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター 等の認知症専門医療機関、介護サービス従業者や認知症サポ ーターなど、地域において認知症の人を支援する関係者の連 携を図る。

(取組例)

・ 認知症の人やその家族が、状況に応じて必要な医療や介護

断された者をあてるものとする。

- ① 現に認知症の本人やその家族に対するサービスの提供 等の支援をしている者
- ② モデル地域内における認知症ケアのニーズや事業所等 の状況を熟知している者

なお、コーディネーターは、各モデル地域の実情により、 一人の者をもってあてること、複数の者によるチームを形成 してあてることも可能とする。

(ウ) 地域資源マップの作成

モデル地域における認知症に係る地域包括支援センターをはじめとする「地域資源」の情報を収集・整理した「地域資源マップ」を作成し、地域住民等に対して情報提供を行う。情報提供に当たっては、広報誌への掲載、パンフレット等の作成・配布及びホームページによる公開など、地域住民等が情報に容易に接することができる方法により、広く提供するものとする。

なお、作成した「地域資源マップ」は、事業の進行状況を モニタリングしながら、随時更新するものとする。

地域資源マップに掲載される具体的な「地域資源」の例は 、次に掲げるとおりである。

例) 地域包括支援センター、認知症サポート医、かかりつけ医、認知症介護指導者、キャラバンメイト、認知症サポーター、介護保険施設、通所介護事業所、地域密着型サービス提供主体、民生委員、認知症の本人やその家族に対する支援団体、行政関係機関(警察・消防等)、権利擁護関係者、福祉に関するNPO・市民団体、公民館、近隣の商店等等

「地域資源マップ」の作成の過程を通じて、掲載される関係 者の間で、それぞれの役割について合意を得るとともに、ネ <u>等のサービスが受けられるよう関係機関へのつなぎや連絡調</u>整の支援

- ・ 地域において認知症の人への支援を行う関係者が、情報交 換や支援事例の検討などを行う連絡会議の設置
- 地元医師会や認知症サポート医等とのネットワークの形成等
- (2) 認知症地域支援推進員を中心に地域の実情に応じて認知症 の人やその家族を支援する事業を実施する。

(取組例)

- · 認知症の人と家族を支える地域の人材やサービス拠点についての情報収集(地域資源マップの作成・普及・更新)
- ・ 若年性認知症の人本人の状況に応じた適切な支援の検討及 び実施
- ・ 在宅介護サービス従業者に対する認知症研修の実施
- ・ 認知症の人を介護する家族等のネットワーク構築を目的と した交流会の実施
- ・ 多職種が参加する認知症の人の支援のための研修会・事例 検討会の開催 等

5 実施上の留意事項

- (1) 平成22年度まで認知症対策連携強化事業を実施していた場合は、認知症地域支援推進員の人選にあたっては、当該事業において配置された認知症連携担当者の活用に努めること。
- (2) 認知症地域支援推進員については、常勤換算による配置を 要しないが、実施主体は適切な事業の実施が図られるよう勤 務態勢の確保に努めること。
- (3) 実施主体は、本事業の実施に当たって、地元医師会や認知症サポート医等との連携に努めること。
- (4) 実施主体は、本事業の趣旨に鑑み、近隣市町村及び都道府

ットワークの形成を図る。

(工) 地域支援体制推進事業

本事業は、地域における関係者のネットワーク化により、 認知症に係る地域包括支援センターの業務の支援など、地域 における認知症に係る具体的な支援を目的として実施する。

ア) 認知症ケア等のサポート

地域包括支援センター等へ持ち込まれた認知症に関する 相談、ケアプラン等について、コーディネーターが、専門 的視点からの助言や関係者とのネットワーク作り等の支援 等を行う。地域包括支援センターはコーディネーターと協 力しながら、地域資源マップを活用して、必要に応じて適 切なサービスへつなぐ等の支援を行う。

イ) 徘徊SOSネットワークの構築

排徊SOSネットワークの構築は、認知症に関係する事業者の有機的な繋がりの強化を図ることのみならず、警察や消防などの公的機関や、バス・タクシー会社など身近な生活に関わる事業者等の協力と参加を得ることにより、地域における重層的な認知症支援体制を整備する有効な手段の一つである。そのため、地域住民による徘徊SOSネットワークのサポーターの連絡網や認知症高齢者等が気軽に立ち寄ることができる拠点の設置等を行うとともに、模擬訓練などの実施により、関係者が有機的に連携する実効性のあるネットワークの構築を図る。

ウ) その他

<u>モデル地域の創意工夫により、地域における関係者のネットワークを活かした事業を行う。</u>

(例)

・「もの忘れ」相談の実施

住民を対象に、地域の医師会との連携の下、認知症サポート

- <u>県の関係部局との連携の下に、本事業に対する協力、支援体</u>制を整備すること。
- (5) 実施主体は、認知症地域支援推進員等の資質の向上のため、 、その研修の機会の確保に努めること。
- (6) 実施主体は、事業の実施について、管内の地域包括支援センター等に対して周知を図ること。
- (7) 認知症専門医療機関等より本事業の実施市町村の区域外に 居住する者に関する情報提供を受けた場合においても、当該 者の支援に関わる情報提供について同意を得た上で、当該者 が居住する区域を担当する地域包括支援センターに情報を提 供する等の連携を図ること。
- (8) 実施主体は、別添4「都道府県認知症施策総合推進事業」 の3(1)の都道府県認知症施策推進会議を通じ、「認知症 地域資源連携検討事業について」(平成23年6月6日老発0606 第6号老健局長通知)の「認知症地域資源連携検討事業」に 対する情報提供について協力すること。
- (9) 実施主体は、本事業を委託した場合は、本事業の適正かつ 積極的な運営を確保するため、委託先に対し、相談内容、処 理状況等について、年1回以上定期的な事業実施状況の報告 を求めるとともに、定期的に事業実施状況の調査を行うこと。 また、調査の結果、公的サービスとしての本事業の機能が十 分に果たすことができないと認められる場合は、委託契約を 解除すること。
- (10) 実施主体は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理と を明確に区分すること。

医及びかかりつけ医が認知症に関する相談を受ける。

・ 認知症高齢者等のネットワーク支援

モデル地域内において、若年性認知症を含む認知症の人やその家族と行政との意見交換や本人同士が直接交流する機会を設けることを通じ、認知症の人が抱える課題や取り巻く状況を把握し、実情に応じた支援を行う。

• 見守りネットワーク

在宅の認知症の人やその家族が地域において孤立しないよう 、日々の声かけ等によりその状況やニーズを日常的に把握する ため、関係者やボランティアによる見守りネットワークを構築 し、運営する。

・ センター方式を活用した事例検討会

コーディネーターが支援した事例に対する支援・対応事例等を参考とし、「認知症の人のためのケアマネジメントセンター方式」を活用した多職種共同での研修や実践的な認知症ケアに関する検討会を行う。

ウ 認知症対応型サービス等の取組事例の普及

認知症の人やその家族の支援に資する取組について、住民等 に対する普及・啓発を行う。

なお、この取組に当たっては、管内市町村及び関係団体等と 連携し、ホームページを活用する方法、パンフレット等の作成 ・配布及び地域包括支援センターへの設置など、情報提供を受 ける者の特性を踏まえ、住民等が情報に容易に接することがで きるような配慮を行うものとする。

(ア) 認知症対応型サービス

管内の認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護 及び小規模多機能型居宅介護を実施している事業所について 、そのサービス内容を広く住民に情報提供することを目的と し、市町村や事業所団体との連携の下、適切なサービス提供 を行っている事例、地域との連携が適切に行われている事例 等の情報を収集し、それらの事例の中からモデルとなるよう な事例の抽出を行う。

モデル事例については、定期的な状況把握に努め、収集さ れた情報を分析・評価し、その結果を事例として取りまとめ 、管内の市町村及び事業所に対して情報提供を行う。

(イ) 若年性認知症対応型サービス

管内の若年性認知症の特性に応じた事業を実施する事業所 や若年性認知症の人やその家族の支援に資するサービスにつ いて、そのサービス内容を若年性認知症の人やその家族等に 情報提供を行う。

4 その他

3ア及びイ(ア)から(ウ)の事業内容については必須事業 とする。また、3イ(エ)及びウの事業については、モデル地 域の市町村との協議の上で、各モデル地域の実情に応じて取り 組むものとする。

(別添5)

認知症対策連携強化事業実施要綱

1 目的

認知症施策については、早期の段階からの適切な診断と対応 、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族に対す る支援などを通じ、地域において総合的かつ継続的な支援体制 を確立していくことが必要である。

今般、認知症の専門的な医療を提供する認知症疾患医療セン ターと緊密に連携する地域包括支援センターに認知症連携担当 者を配置し、地域における認知症ケア体制及び医療との連携体 2 実施主体 制を強化し、認知症の医療と介護の切れ目のない提供等を行う ことを目的とする。

(別添4)

都道府県認知症施策推進事業

1 目的

都道府県において管内市町村(特別区を含む。以下同じ。) の認知症地域支援体制及び認知症ケアに関する先進事例等を収 集し、普及させることにより、先進的な取組を行っている自治 体だけでなく、都道府県内における認知症施策の全体的な水準 の向上を図ることを目的とする。

本事業の実施主体は、都道府県とする。

2 実施主体等

(1) 実施主体

- ア 本事業の実施主体は、原則として認知症疾患医療センタ 一が設置されている市町村とする。ただし、現在、市町村 (特別区含む。以下同じ。) 内に認知症疾患医療センター はないが、認知症疾患医療センターへの確実な移行を予定 している老人性認知症疾患センターが設置されている市町 村についても設置可能とする。
- イ 認知症疾患医療センター設置市町村で事業を実施しない 場合については、認知症疾患医療センター設置市町村と都 道府県との協議の上、認知症疾患医療センター設置市町村 が認めた場合に限り、認知症疾患医療センター設置市町村 以外の同一都道府県内の市町村又は都道府県の実施を可能 とする。
- ウ 都道府県が設定する圏域等において認知症疾患医療セン ター又は老人性認知症疾患センターが設置されていない場 合であっても、認知症疾患医療センターの設置計画等があ る程度見込まれており、それまでの間に認知症の専門的な 医療を提供する医療機関の代替により4の事業内容の実施 が可能な場合等には、当該医療機関設置市町村との協議の 上、都道府県の実施を可能とする。
- エ 本事業においては、認知症疾患医療センター、老人性認 知症疾患センター及びその他の認知症の専門的な医療を提 4 実施上の留意事項 供する医療機関(以下「医療センター」という。)1か所 に対して認知症連携担当者を配置する地域包括支援センタ ーは1か所とする。

(2) その他

ア 実施主体は、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運 営が確保できると認められる団体等に委託することができ

3 事業内容

本事業については、下記(1)、(2)の事業についていず れも実施することを原則とする。

(1) 都道府県認知症施策推進会議の設置

都道府県内の認知症施策に係る医療・介護・福祉等の関係者 等が参加し、管内市町村における認知症施策全般の推進につい て検討する。

(検討例)

- ・ 管内市町村における認知症施策の取組状況の把握や課題の 分析、先進的な事例の収集
- 管内の認知症専門医療機関等及び認知症介護に関連する事 業者団体等との連携方策についての検討
- 認知症対応型サービスに関する事業所等の効果的な取組事 例の収集
- ・ 管内市町村における認知症サポーター養成の推進のための 方策の検討
- ・ 管内市町村の市民後見の取組を支援する方策の検討 等
- (2) 市町村認知症連絡会の開催

都道府県認知症施策推進会議において収集した先進的な地域 支援体制の構築にかかる事例や認知症対応型サービスに関する 事業所等の取組について管内市町村との情報共有を図るととも に、管内市町村における認知症施策の取組の促進を図る。

(1) 本事業の実施に当たっては、地域の実情や必要に応じて、 都道府県や市町村が実施する認知症対策等総合支援事業の各 事業と効果的な連携を図ること。なお、管内市町村が別添3 「市町村認知症施策総合支援事業」を実施する場合は、医療 と介護の連携などについて当該事業の円滑な実施が図られる よう、関係機関及び事業間の連絡調整を行うものとする。

るものとする。

イ 都道府県は、本事業の実施に当たって事業を実施する市 町村等に対し指導、助言及び事業間の連絡調整を行うもの とする。

3 認知症連携担当者の配置等

(1) 認知症連携担当者等の配置

実施主体は、地域包括支援センターに次に掲げる職員を配置し、本事業を実施するものとする。なお、認知症連携担当者については、別途、認知症連携担当者研修を受講するものとする。

- ア 認知症連携担当者 以下のいずれかの要件を満たす者 1人以上
 - ① 認知症介護指導者養成研修修了者(受講見込者を含む)
 - ② 認知症介護実践リーダー研修修了者(受講見込者を含すい)
 - ③ 上記①、②以外で認知症の介護や医療における専門的 知識及び経験を有する者として都道府県が認めた者
- イ 嘱託医

<u>認知症サポート医養成研修を修了した者又はこれに準</u>ずる者 1人以上(嘱託可)

(2) 従業者の責務

本事業に携わる従業者は、個人情報保護法の規定等を踏まえ、利用者及び利用世帯の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 事業内容

- (1) 地域におけるネットワーク体制の構築
 - ア 医療センター、権利擁護に関係する関係団体等との密

- (2)管内市町村において別添3「市町村認知症施策総合推進事業」を実施している場合には、各都道府県は当該市町村から情報収集を行い、収集した事例について都道府県認知症施策推進会議や市町村認知症連絡会において効果的な活用に努めること。また、管内市町村において「市町村認知症施策総合推進事業」を実施していない場合においても、平成22年度までに実施していた認知症地域支援体制構築等推進事業におけるモデル地域の取組事例を活用するなどして本事業を実施するよう努めること。
- (4) 本事業において収集した先進的な地域支援体制の構築にかかる事例については、「認知症地域資源連携検討事業について」(平成23年6月6日老発0606第6号老健局長通知)により実施する「認知症地域資源連携検討事業」に対する情報提供について協力すること。

- 接なネットワークを構築すること。
- <u>イ</u> 医療センターの連携担当者等との情報交換及び日常的 な連絡調整に努めること。
- (2) 医療センターにおいて認知症の確定診断を受けた者に対 する支援を行うこと。
 - ア 医療センターにおいて認知症の確定診断を受けた者で あって当該者の支援に係わる情報提供について同意した 者の情報を定期的に入手すること。
 - イ 医療センターから提供された情報に基づき、認知症の確定診断を受けた者及びその家族等に対し、電話や訪問等により、在宅介護の方法や地域の保健医療サービス及び介護サービス等に関する情報を提供するとともに、必要なサービスの利用に関する相談に応じ、必要な支援を行うこと。なお、当該認知症者が認知症連携担当者の担当区域外に居住する場合は、当該認知症者の居住する区域を担当する地域包括支援センターに情報を提供する等の連携を図ること。
- (3)他の地域包括支援センターに対する支援を行うこと。
 - ア 他の地域包括支援センターから認知症の医療や介護等 に関する各種の相談があった場合には、認知症介護に係 る専門的な助言等必要な支援を行うこと。
 - イ 他の地域包括支援センターから受けた相談内容が専門 医療に基づく判断を必要とする場合には、医療センター と協議の上、地域の医療機関の紹介等必要なサービスの 利用調整を行うこと。
- (4) 若年性認知症者に関する支援を行うこと。
 - ア 医療センターから提供された情報に基づき、若年性認知症(65歳未満であって、脳血管障害やアルツハイマー病等による認知症のために日常生活を営むのに支障がある者)の確定診断を受けた者及びその家族に対し、電

話や訪問等により、在宅介護の方法や地域の保健医療サービス及び介護サービス等に関する情報を提供するとともに、必要なサービスの利用に関する相談に応じ、必要な支援を行うこと。なお、当該若年性認知症者が認知症連携担当者の担当区域外に居住する場合は、当該若年性認知症者の居住する区域を担当する地域包括支援センターに情報を提供する等の連携を図ること。

- イ 就労継続に関する支援や障害福祉サービスの利用等介 護サービス以外の支援が必要な場合は、ハローワーク、 都道府県障害者職業センター、障害者就業・生活支援セ ンター、障害福祉サービスの相談支援事業所、就労移行 支援事業所等若年性認知症者の状態や本人・家族の要望 等を踏まえ、適切な支援機関と連携し、具体的なサービ スにつなげること。
- ウ 都道府県等が設置する障害者就労支援ネットワークに 参画し、当該ネットワークの資源を活用して若年性認知 症自立支援ネットワークを構築すること。
- また、当該ネットワークの定期的な開催により、若年性 認知症者一人ひとりの状態に応じた適切な支援につなげ ること。
- (5) その他地域における認知症ケア体制及び医療との連携体制の構築に資する取組を行うこと。
- 5 事業実施上の留意点
- (1) 認知症連携担当者は、地域包括支援センターの3職種と共働して事業の実施に取り組むこと。
- (2) 認知症連携担当者の配置に当たっては、実施主体は適切な 事業の実施が図られるよう勤務態勢の確保に努めること。
- (3) 実施主体は、本事業の趣旨に鑑み、市町村及び都道府県の関係部局との連携の下に、本事業に対する協力、支援体制を

整備するものとする。

- (4) 実施主体は、認知症連携担当者等の資質の向上のため、その研修の機会を確保しなければならない。
- (5) 実施主体は、事業の実施について、管内の地域包括支援センター等に対して、周知を図るものとする。
- (6) 実施主体は、本事業を委託した場合は、委託先に対し本事業の適正かつ積極的な運営を確保するため、相談内容、処理 状況等について、年1回以上定期的な事業実施状況の報告を 求めるとともに、定期的に事業実施状況の調査を行うものと する。

また、調査の結果、公的サービスとしての本事業の機能が 十分に果たすことができないと認められる場合は、委託契約 を解除するものとする。

(7) 実施主体は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理と を明確に区分するものとする。

(別添2)

高齢者権利擁護推進事業実施要綱

1 目的

介護保険法の改正や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年11月9日法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)の施行に伴い、「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止などの高齢者の権利擁護のための取組を推進することが重要である。

本事業は、こうした観点から、介護施設従事者に対する研修を実施し、身体拘束の廃止に向けた取組など介護現場での権利 擁護のための取組を支援するとともに、各都道府県<u>が</u>地域の実情に応じた専門的な相談体制等<u>を</u>整備<u>する</u>など、各都道府県に おける高齢者の権利擁護のための取組を推進することを目的と (別添5)

高齢者権利擁護等推進事業実施要綱

1 目的

介護保険法の改正や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年11月9日法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)の施行に伴い、「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図るための成年後見などの高齢者の権利擁護のための取組を推進することが重要である。

本事業は、介護施設従事者に対する研修を実施し、身体拘束 の廃止に向けた取組など介護現場での権利擁護のための取組を 支援するとともに、各都道府県<u>による</u>地域の実情に応じた専門 的な相談体制等の整備、虐待を受けた高齢者の緊急時における するものである。

- 2 (略)
- 3 事業内容
- (1)~(3)(略)
- (4) 権利擁護強化事業

本事業は、市町村における高齢者虐待の防止等に関する取組の支援を目的として、単独の市町村では対応が困難な広域的な課題や専門的な知識を要する事案等に適切に対応できるよう、都道府県の権利擁護相談窓口の体制強化等を図るものであり、具体的には下記の事業を実施する。

- ア 被虐待高齢者を保護するための措置を行う居室の広域的 確保のための調整
- イ 病院など関係機関等との連携による広域的調整
- ウ 市町村における困難事例に対する具体的な助言や支援
- エ 市町村における虐待対応事例の収集、蓄積及び内容の分析
- オ その他高齢者虐待の防止等に関する市町村への広域的な 支援に資する取組として実施主体が必要と認める事業

一時保護を行うための施設の確保及び市民後見人養成研修の実 施など、各都道府県における高齢者の権利擁護のための取組を 推進することを目的とするものである。

- 2 (略)
- 3 事業内容
- (1)~(3)(略)
- (4) 権利擁護強化事業

本事業は、市町村における高齢者虐待の防止等に関する取組の支援を目的として、単独の市町村では対応が困難な広域的な課題や専門的な知識を要する事案等に適切に対応できる職員を配置することなどにより、都道府県の体制強化等を図るものであり、具体的には下記の事業を実施する。

- ア 被虐待高齢者を保護するための措置を行う居室の広域的 確保のための調整
- イ 病院など関係機関等との連携による広域的調整
- ウ 市町村における困難事例に対する具体的な助言や支援
- エ 市町村における虐待対応事例の収集、蓄積及び内容の分析
- オ その他高齢者虐待の防止等に関する市町村への広域的な 支援に資する取組として実施主体が必要と認める事業
- (5) 高齢者虐待防止シェルター確保事業

高齢者が養護者から虐待を受け、市町村長が保護・分離の 措置等を講ずる際に、当該措置がなされるまでの間、都道府 県が広域的な観点から、民間宿泊施設や介護保険施設等の借 り上げを行うなど、緊急一時的に高齢者を避難させるための 場所を確保するための事業を実施する。

(6) 都道府県市民後見人養成事業

市町村における市民後見の取組を支援するため、市町村が 単独では市民後見人の養成が困難な場合などに、都道府県が 広域的な支援の観点から、市民後見人の養成を行うための事

(別紙1) 権利擁護推進員養成研修事業の実施について(略)

(別記)権利擁護推進員養成研修事業における標準的な研修カリ キュラム例(略)

(別紙2) 看護職員研修事業の実施について

- 1 看護指導者養成研修
 - (1)~(5)(略)
 - (6) 実施上の留意事項

業を実施する。

ア 研修対象者

市民後見人として活動することを希望する都道府県内の 住民

イ 研修内容等

都道府県は、それぞれの地域の実情に応じて、市民後見 人の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修 得できる内容である研修カリキュラムを作成するものとす る。

(市民後見養成研修の内容(例))

- 成年後見や介護保険制度等の法的な内容の理解
- ・ 地域の福祉施設等の社会資源の理解
- ・ 財産目録の作成 等

ウ その他

都道府県は、管内市町村の市民後見の取組を支援する方 策を検討するなど、市町村における取組が円滑に実施され るよう、別添4の「都道府県認知症施策推進事業」も活用 すること。

(別紙1) 権利擁護推進員養成研修事業の実施について(略)

(別記) 権利擁護推進員養成研修事業における標準的な研修カリ キュラム例(略)

(別紙2) 看護職員研修事業の実施について

- 1 看護指導者養成研修
 - $(1) \sim (5)$ (略)
 - (6) 実施上の留意事項

ア 本研修参加者の選定については、(社)日本看護協会 ア 本研修参加者の選定については、公益社団法人日本看

及び介護保険施設関連団体等の各都道府県支部と十分な連携を図ること。

イ~ウ(略)

- 2 看護実務者研修(略)
 - $(1) \sim (4)$ (略)
 - (5) 実施上の留意事項

ア 実施主体の長は、看護指導者養成研修修了者を有効活用するとともに、<u>(社)</u>日本看護協会の各都道府県支部、介護保険施設関連団体等と密接な連携を図るものとする。

イ 本研修については、効率的な研修実施の観点から、介 護サービス適正実施指導事業における「感染症対策指導 者養成研修事業」と一体的に実施できるものとする。そ の際、いずれか一方の事業の補助金申請を行うことで足 りるものとする。

(別記) 看護実務者研修における標準的な研修カリキュラム例 (略) 護協会及び介護保険施設関連団体等の各都道府県支部と 十分な連携を図ること。

イ~ウ(略)

- 2 看護実務者研修
 - $(1) \sim (4)$ (略)
 - (5) 実施上の留意事項

ア 実施主体の長は、看護指導者養成研修修了者を有効活用するとともに、<u>公益社団法人</u>日本看護協会の各都道府県支部、介護保険施設関連団体等と密接な連携を図るものとする。

(別記)看護実務者研修における標準的な研修カリキュラム例 (略)

(別添6)

認知症ケア多職種共同研修・研究事業実施要綱

1 目的

地域において、認知症施策を推進する地域包括支援センター 、介護支援専門員、介護サービス事業所、医師等の専門職によ る認知症や認知症の医療・介護に関する研修や行政機関、自治

(別添6)

市民後見推進事業実施要綱

1 目的

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれる。

会、ボランティア団体等を交えた地域資源の連携による取組に 関する研修等を通じ、地域における認知症施策についての意識 の向上と共通理解を推進するとともに、地域の課題に対する具 体的方策を講じることを目的とする。

2 実施主体

- (1) 本事業の実施主体は、原則として、市町村(特別区を含 む。以下同じ。)とする。
- (2) 市町村は、地域の実情に応じ、市町村社会福祉協議会、在 宅介護支援センターを運営する法人等適切な事業運営が確保 できると認められる団体等に委託することができる。

3 事業内容

(1) 専門職研修

ア 研修対象者

地域において認知症の保健医療・介護・福祉に携わる専門職 【例:医療機関の医師や看護師、介護支援専門員、認知症高 齢者グループホームの職員等】

イ 研修内容等

- (ア) 認知症の医療や介護の専門家(認知症サポート医、認 知症介護指導者養成研修修了者等)同士が相互に実施す る講義
- (イ)地域において認知症の医療・介護・福祉の従事者間に 3 事業内容 おける、各々の専門分野に関する最新情報の伝達や先駆 的な取組に関する情報の共有
- (ウ) 認知症の人への支援に関する事例研究
- (2)地域ケアネットワーク研修
 - ア 研修対象者

地域ケアネットワーク等に携わる地域の団体及び認知症 の人を地域で支える者等

また今後、成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護 サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行うことが多く 想定される。

したがって、こうした成年後見制度の諸課題に対応するため には、弁護士などの専門職による後見人(以下「専門職後見人 」という。)がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外 の市民を含めた後見人(以下「市民後見人」という。)を中心 とした支援体制を構築する必要がある。

このため、認知症の人の福祉を増進する観点から、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において市民後見人を確保できる 体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進す る事業であって、全国的な波及効果が見込まれる取組を支援す るものである。

2 実施主体

(1) 本事業の実施主体は、市町村とする。

ただし、実施主体は、市町村社会福祉協議会、NPO法人 等適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託する ことができるものとする。この場合において、実施主体はそ の委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるよう 指導監督するものとする。

(1) 市民後見人養成のための研修の実施

アの研修対象者

市民後見人として活動することを希望する地域住民

イ 研修内容等

市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、市民後見人 の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得 できる内容である研修カリキュラムを作成するものとする。

(例) ボランティア団体、家族会、住民自治組織、保健所、警察、消防等の行政機関、地域住民 等

イ 研修内容等

- (ア) 認知症の人やその家族に対する支援方法に関すること。
- (イ) 認知症の人やその家族を支える地域の関係機関及び関係者の役割並びに効果的な連携に関すること。
- (ウ) 事例検討を踏まえたネットワークの点検や見直しに関すること。
- (エ) 高齢者虐待、権利擁護等認知症高齢者を支える地域の 関係者の紹介や交流に資する事業
- 4 その他

研修等は定期的・継続的に開催するものとする。

(市民後見養成研修の内容(例))

- ・成年後見や介護保険制度等の法的な内容の理解
- ・地域の福祉施設等の社会資源の理解
- ・財産目録の作成 等
- (2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構 築
 - ア 市民後見人の活用等のための地域の実態把握
 - イ 市民後見推進のための検討会等の実施
- (3) 市民後見人の適正な活動のための支援
 - ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、市民 後見人が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の 構築
 - イ 市民後見人養成研修修了者等の後見人候補者名簿への登録から、家庭裁判所への後見候補者の推薦のための枠組の構築
- (4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業

(別添7)

若年性認知症対策総合推進事業実施要綱

- 1 目的(略)
- 2 実施主体 本事業の実施主体は都道府県とする。

(別添7)

若年性認知症対策総合推進事業実施要綱

- 1 目的(略)
- 2 実施主体 本事業の実施主体は都道府県とする。

都道府県は、事業運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。

なお、3 (3) の事業については、都道府県は、若年性認知症の人の特性に応じた取組を行っている事業者に委託又は補助することにより実施するものとする。

3 事業内容

(1) 若年性認知症自立支援ネットワークの構築

若年性認知症の人に対して発症初期から高齢期まで本人の 状態にあわせた適切な支援が図られるよう、若年性認知症自 立支援ネットワークを構築し、以下の事業を実施する。

ア ネットワーク会議の設置

ネットワーク会議は、本事業の円滑な実施及びその成果の都道府県管内への普及等の役割を担うものとして、都道府県内の医療関係者、福祉事業関係者、認知症の人やその家族等の意見を代表する者、認知症ケアに関する有識者、モデル地域の行政担当者、介護事業関係者及び認知症連携担当者等を構成員として設置するものとし、次の取組を行うものとする。

(ア)~(エ)(略)

- イ 若年性認知症の人の支援に関するニーズの把握等 若年性認知症の人やその家族の支援ニーズの把握及び支援 方策の共有を図るため、次の取組を行う。
 - (ア) 若年性認知症の人やその家族が参加する意見交換会の 開催
- (イ) 若年性認知症の人やその家族同士の交流会の開催
- (ウ) 若年性認知症の人やその家族の実態及びニーズの把握に 係る調査
- ウ その他若年性認知症の人への支援に資する事業

都道府県は、事業運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。

なお、3 ($\underline{4}$) の事業については、都道府県は、若年性認知症の人の特性に応じた取組を行っている事業者に委託又は補助することにより実施するものとする。

3 事業内容

(1) 若年性認知症自立支援ネットワーク構築事業

若年性認知症の人に対して発症初期から高齢期まで本人の 状態にあわせた適切な支援が図られるよう、<u>医療、介護、福祉、雇用の関係者が連携する</u>若年性認知症自立支援ネットワークを構築する<u>ための会議(以下「ネットワーク会議」という。)の設置を行う。</u>

ア ネットワーク会議は、本事業の円滑な実施及びその成果の都道府県管内への普及等の役割を担うものとして、都道府県内の医療関係者、障害者の就労継続支援事業所等を含めた福祉事業関係者、認知症の人やその家族等の意見を代表する者、認知症ケアに関する有識者、介護事業関係者、地域障害者職業センター等の労働施策関係者及び商工会議所等の経済団体、認知症地域支援推進員及びモデル地域の行政担当者等を構成員として設置するものとし、次の取組を行うものとする。

(ア) ~ (エ) (略)

(オ) その他若年性認知症の人への支援に資する事業

イ 留意事項

(ア) 都道府県は、本会議の設置にあたっては各都道府県に 設けられている障害者就労支援ネットワーク(就労支援 事業所等の障害者福祉施策、ハローワークや地域障害者 職業センター等の労働施策、商工会議所等の経済団体、 医療機関、自治体等で構成)等の既存のネットワークと

- (2) 若年性認知症自立支援ネットワーク研修事業(略)
- (3) 若年性認知症ケア・モデル事業(略)

連携を図るものとする。

- (イ) (1) アの(オ) の事業としては、若年性認知症の方 やその家族に対する相談体制のワンストップ化の構築に 資する事業も考えられる。
- (2) 若年性認知症自立支援ネットワーク研修事業(略)
- (3) 若年性認知症実態調査及び意見交換会等の開催 若年性認知症の人の実態やニーズは地域の社会資源等の状況によって、それぞれ異なっていることから、各都道府県に おいて若年性認知症施策を進める上で基礎的なデータを収集 するため次の取組を行う。
 - ア 各都道府県管内の若年性認知症の実態調査 若年性認知症の人やその家族の実態及びニーズの把握の ため、医療機関及び管内市町村等と連携した調査の実施
 - <u>イ</u> 若年性認知症の人やその家族の支援ニーズ把握及び支援 方策の共有を図るための意見交換会等の開催
 - 若年性認知症の人やその家族が参加する意見交換会の 開催
 - ・ 若年性認知症の人やその家族同士の交流会の開催
- (4) 若年性認知症ケア・モデル事業(略)